

(別添 2 - 1)

長野県企業局電力の長野県庁舎への負荷追随供給仕様書 (案)

【詳細は別途協議】

第 1 総則

1 定義

- (1) 需要者 長野県知事
- (2) ベース供給者 発注者 (企業局)
- (3) P P A 供給者 受注者
- (4) 買受人 ベース供給者が締結した長野県企業局電力の売電等業務に係る電力受給契約の相手方
- (5) ベース供給 通告型部分供給により長野県庁舎に自己託送すること。
- (6) 負荷追随供給 ベース供給 (通告値によるもの) を除き、長野県庁舎に需要電力を供給すること。
- (7) P P A 負荷追随供給のうち電源がベース供給者から P P A 供給者に供給された非 F I T 及び F I P 電力 (以下「非 F I T 等企業局電力」という。) であるもの

2 供給方法

- (1) ベース供給者は、需要者が管理する長野県庁舎の総需要電力のうちの一部を通告値により自己託送 (ベース供給) する。 【本件対象外】
- (2) ベース供給者は、ベース供給に関して電力広域的運営推進機関に提出する発電販売計画及び部分供給通告値による電力量を優先的に確保する。 【本件対象外】
- (3) ベース供給者は、P P A 供給者が P P A に用いるための非 F I T 等企業局電力 (送電による損失率分の電力を含む。) を買受人に供給する。 【本件対象外】
- (4) P P A 供給者は、P P A を適切に行うため必要な措置をとるよう買受人に求める。 【本件対象】
- (5) P P A 供給者は、需要者が管理する長野県庁舎に P P A を優先して負荷追随供給を行う。 【本件対象】
- (6) (5) の場合において、P P A 供給者は、(1) のベース供給及び (3) で供給された非 F I T 等企業局電力量により 30 分単位で長野県庁舎の需要電力量を賄える時は非 F I T 等企業局電力により全量を、賄えない時は非 F I T 等企業局電力により可能な最大の電力量により P P A を行うものとする。ただし、一般送配電事業者との契約電力 (kW) 又は予備電力の契約電力 (kW) の 2 分の 1 の電力を上限とする。 【本件対象】
- (7) P P A 供給者は、(5) の負荷追随供給を行うに当たり、(1) のベース供給、(5) 及び (6) で供給された非 F I T 等企業局電力量では長野県庁舎の需要電力量に不足する時は、不足する電力量を別途調達するものとする。 【本件対象】
- (8) P P A 供給者は、(5) から (7) までの負荷追随供給の実施に当たっては、需要者の承諾を得る等のため、別添 3 長野県企業局電力の長野県庁舎への P P A 等に関する 3 者契約書 (案) を協議の上、締結すること。 【本件対象】
- (9) P P A 供給者は、託送供給等の契約が必要となる場合には、本契約に係る負荷追随供給等が遅滞なく行えるよう、P P A 供給者の負担で速やかに必要な契約を締結すること。 【本件対象】

第 2 供給施設、計画送電電力量等

1 供給施設概要

- (1) 供給場所 長野県庁舎 (本館、議会棟、議会増築棟及び西庁舎)
(長野市大字南長野字幅下 692 番地 2)

(2) 用 途 官公所（事務所）

2 供給施設の仕様

(1) 電力供給条件（令和7年4月1日から9月30日※まで）

- ア 供給電気方式 交流3相3線方式
- イ 標準電圧 33,000V
- ウ 計量電圧 33,000V
- エ 需要施設受電電気方式（受電電圧） 特別高圧
- オ 標準周波数 60Hz
- カ 受電方式 本線・予備線受電（2回線受電）
- キ 非常用自家発電設備 有（起動時の瞬時連系）

(2) 電力供給条件（令和7年10月1日※から令和8年3月31日まで）

- ア 供給電気方式 交流3相3線方式
- イ 標準電圧 6,600V
- ウ 計量電圧 6,600V
- エ 需要施設受電電気方式（受電電圧） 高圧
- オ 標準周波数 60Hz
- カ 受電方式 本線・予備線受電（2回線受電）
- キ 非常用自家発電設備 有（起動時の瞬時連系）

※ 高圧化の時期は変更となる場合がある。

(3) 本契約の契約電力、計画送電電力量等

ア 契約電力

(ア) 一般送配電事業者との契約電力

自己託送（ベース供給）800kW、負荷追随供給（PPA）1,650kWとする。

（契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分間最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。）

(イ) 本契約の契約電力

自己託送（ベース供給）800kW、負荷追随供給（PPA）850kWとする。

イ 契約期間中の計画送電電力量、計画需要電力量

計画送電電力量（送電による損失率分を含む。）及び計画需要電力量は次の表のとおりとする。

（単位：千 kWh）

区分	計画送電電力量 （送電による損失率分を含む。）			計画需要電力量		
	ベース供給	PPA （負荷追 随供給）	合 計	ベース供給	PPA （負荷追 随供給）	合 計
R7. 4～R7.9	1,565	589	2,154	1,528	572	2,100
R7.10～R8.3	1,326	812	2,138	1,281	775	2,056
合 計	2,891	1,401	4,292	2,809	1,347	4,156

（注）上段は令和7年4月1日から9月30日まで、中段は令和7年10月1日から令和8年3月31日まで、下段は年度合計の電力量を示している。

ウ 予備電力

(ア) 一般送配電事業者との契約予備電力

自己託送（ベース供給）800kW、負荷追随供給（PPA）1,650kWとする。

（予備電線路については、常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電

力の補給にあてるため、常時供給電圧と同位の電圧で需要者が必要とする電力を供給する。)

(イ) 本契約の契約予備電力

自己託送（ベース供給）800kW、負荷追従供給（P P A）850kW とする。

(4) 電力量の検針

自動検針装置	設置可
電力会社の検針方法	自動
検針日	各電力使用月の翌月の初日

(5) 需給地点

長野県庁特別高圧変電所内の受電用負荷開閉器の1次側端子（令和7年4月1日から9月30日まで）

長野県庁高圧受電用引込第1柱へ設置されている柱上負荷開閉器の1次側端子（令和7年10月1日から令和8年3月31日まで）

(6) 保安責任分界点

需給地点に同じ

(7) 財産分界点

需給地点に同じ

3 力率等

(1) 力率は、その1月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。

単位は、パーセントとし、小数点以下第一位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセントとする。）

平均力率の算定方式は以下のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{\{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2\}}$$

なお、その際の有効電力量及び無効電力量は、それぞれキロワット時、キロバル時とし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入するものとする。

(2) 力率保持のため自動力率調整装置を設置している。

(3) 契約期間中の予定平均力率は99パーセントとする。

(4) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

4 通告型部分供給の運用について

(1) 通告型部分供給を行うに当たり、ベース供給者、需要者及び中部電力パワーグリッド株式会社との間における必要な事務手続に協力すること。

(2) 予定自己託送（ベース供給）電力量等は別表のとおりとし、増減が見込まれるときは事前にP P A供給者に通告するものとする。

(3) 通告型部分供給の運用に当たり、P P A供給者は、電力広域的運営推進機関送配電等業務指針（平成27年4月28日経済産業大臣認可施行）第138条の規定によりベース供給者が電力広域的運営推進機関に提出する自己託送（ベース供給）に係る需要調達計画等の作成に協力すること。

5 その他

(1) 力率の変動及びその他の原因による電気料金の調整及び2者P P A仕様書に定めのないその他の供給条件については中部地区の一般電気事業者の定める最新の特定規模需要標準供給条件による。

(2) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合の体制を確保し、あらかじめ連絡先等が記載された体制表を提出すること。

(3) 長野県庁舎では自家消費用の太陽光発電設備（設備容量70kW）が稼働中であること。

(4) P P A供給者は、負荷追随供給を行うため、需要者と電気事業法の小売供給契約等必要な契約を行うこと。

2者PPA仕様書別表（2者PPA仕様書第2の4(2)関係）

(単位：千kWh)

年 月	発電側			需要側
	自己託送に係る 発電所及び計画 送電電力量	PPAに係る発電 所及び計画送電電 力量	送電電力量合計	自己託送及 びPPAに 係る需要施 設及び計画 需要電力量
	四徳発電所、 奥裾花発電所、 松川ダム発電所 及び奈良井発電所 の合計	四徳発電所、小渋第1発電所、 小渋第2発電所、裾花発電所、 菅平発電所、奥裾花発電所、 大鹿発電所、奥木曾発電所、 大鹿第2発電所、松川ダム発電所、 奈良井発電所及び与田切発電所の合計		長野県庁舎 (本館、議 会棟、議会 増築等及び 西庁舎)
令和7年4月	223 [229]	62 [63]	285 [292]	285
5月	219 [224]	49 [51]	268 [275]	268
6月	244 [250]	72 [74]	316 [324]	316
7月	296 [303]	121 [125]	417 [428]	417
8月	293 [300]	133 [137]	426 [437]	426
9月	253 [259]	135 [139]	388 [398]	388
4～9月計	1,528 [1,565]	572 [589]	2,100 [2,154]	2,100
10月	224 [232]	74 [78]	298 [310]	298
11月	206 [213]	103 [108]	309 [321]	309
12月	216 [223]	141 [148]	357 [371]	357
令和8年1月	192 [199]	187 [195]	379 [394]	379
2月	197 [204]	160 [168]	357 [372]	357
3月	246 [255]	110 [115]	356 [370]	356
10～3月計	1,281 [1,326]	775 [812]	2,056 [2,138]	2,056
合 計	2,809 [2,891]	1,347 [1,401]	4,156 [4,292]	4,156

(注) [] は、送電による損失率分を含む電力量